

令和3年12月29日
千葉県信用保証協会

経営安定関連保証5号の令和4年1月1日以降の指定業種について

令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間の経営安定関連保証5号の指定業種（547業種）について、下記のとおりお知らせします。

ただし、国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」の不適切な処理に関する問題が発生したことを踏まえ、一部業種については、今後、追加指定が行われる可能性があります。

記

1. 指定期間・業種について

指定期間：令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

指定業種：中小企業庁のホームページ

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)をご確認ください。

2. 5号認定を必要とする主な保証制度

- ・経営安定関連保証
- ・伴走支援型特別保証制度
- ・千葉県制度「セーフティネット資金（市町村認定枠）」
- ・千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」
- ・市町村制度（5号認定で利用できる制度）

3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

以上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：山本・内山
Tel043-221-8185